

内部仕分け調書

市民部

整理番号	予算事項名	根拠法令	配置職員数(人)			目的	必要性	内容	事業の成果	H24予算額(千円)	評価
			職員	嘱託	臨時						
1	市民特別相談費	なし	0.2	0.2	0.0	弁護士・司法書士等による「市民特別相談」により、市民が抱える法律問題等の解決のために、きめ細かな相談に応じ、市民生活の安定に寄与する。	複雑・多様化する市民生活において、市民が直面する問題も多岐にわたっており、専門家のアドバイスがなければ解決できないものも多いことから、市の相談窓口を利用する市民が年々増加しており、市民の窮状に丁寧に対応し、弁護士や司法書士等への相談が無料で受けられる相談業務は、市民にとって必要不可欠な事業である。	<ul style="list-style-type: none"> 困りごとと心配ごと相談（月2回） 委託先：函館人権擁護委員協議会 115千円 くらしの法律手続相談（月2回） 委託先：北海道行政書士会函館支部 75千円 法律相談（本庁：月8～10回、亀田支所：月2回） 委託先：函館弁護士会 2,613千円 土地、家屋相談（月2回） 委託先：不動産鑑定士 464千円 登記全般相談（週1回） 委託先：函館司法書士会 150千円 	市民からの様々な相談を受ける中で、トラブルが未然に回避されたり、法律的な解決が図られることにより、市民の市政に対する信頼を深めることに寄与するとともに、市民生活の向上に一定の成果が得られているものと考えられる。	3,417	見直し
2	多重債務対策関係経費	なし	2.5	1.0	0.0	長引く景気の低迷や雇用環境の悪化により、収入を補うため複数の消費者金融から借金をしたり、安易にクレジットを利用したりするなど多重債務に陥るケースが顕在化しており、極めて深刻な状況に追い込まれてしまう問題が起きている。本市でも、近年、市民相談や消費生活センターをはじめ、法テラスなどの関係機関での多重債務に関する相談が増加傾向を見せ、また、市税や国保料など市の債権を所管する部局でも、滞納者との納付相談の中で、滞納の要因が多重債務であることが判明する事例も多いことから、こうした多重債務者を一日も早く救済し、支援する必要があると考え、平成21年4月に多重債務専門の相談窓口を開設した。	市において、複数部局で市民との様々な接触機会があり、他の相談機関と比較して、多重債務者の掘り起こしができること、また、生活苦対策、自殺予防など多重債務者が抱える多重債務以外の問題を庁内関係部局と連携し、総合的に解決できることから市主体で取り組む必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> (1) 多重債務に関する相談からその解決に至るまでをサポート、家計に対するアドバイスなど生活の助言による再スタートの支援を行うほか、庁内関係部局との連携による多重債務者の掘り起こしを行い、多重債務に苦しんでいる市民の救済と支援を行う。 (2) 多重債務者の予防のための啓発活動や広報活動を行う。 ・学生等への出前講座の実施 ・市内各機関へのポスター・リーフレット・PRカードの設置 	多重債務は誰にも相談できない、どこに相談してよいかわからないなど相談者にとってデリケートな問題であることから市役所という市民にとって身近な機関が法律専門家との連携を構築することで、多重債務問題の円滑な解決が図られているものと考えられる。また、多重債務者が抱える自殺予防のための心の病の相談・市債権の滞納解消・母子福祉資金等の貸し付け制度など各種行政サービスの活用など多重債務以外の問題解決に向けて庁内関係部局と連携を取り、総合的な市民への支援が図られている。	675	見直し
3	町会交付金	あり	0.1	0.2	0.0	町会交付金は、明るく住みよい地域社会の実現および住民福祉の増進を図るため、町会の自主的な活動を促進することを目的としている。	町会・自治会の運営経費の主な財源である町会費が、町会加入率の減少により低減し、厳しい運営状態となっている。町会が行っている取組は、行政が本来実施すべきものの補完的内容が多々あり、非常に公共性の高いものとなっており、また、近年の核家族化の進展などにより、地域の連帯感やふれあいが薄れつつある中で、地域コミュニティの維持醸成に貢献している。	<ul style="list-style-type: none"> ・交付金額の算定および交付金申請の審査、交付 ・実績報告の確認 【交付金の内容】 <ul style="list-style-type: none"> ・世帯割 370円×世帯数 ・組織割 18,200～108,900円（9ランク） 世帯割 + 組織割 = 町会交付金 	交付金を交付することが、町会運営の健全化に繋がっており、町会活動も円滑に行われているものと考えられる。	69,500	現行どおり
4	地域安全安心促進交付金	あり	0.1	0.2	0.0	地域安全安心促進交付金は、犯罪のない安全で安心なまちづくりに資する青色回転灯を装備した自動車による町会の自主防犯パトロールを促進することを目的としている。	青色回転灯は、遠方からの被視認性が高く、心理的犯罪抑制効果があるとされているが、燃料費等の負担も伴うことから、実際に装備した車両を使用し、防犯パトロールを実施している町会は、189町会中43町会にとどまっている。このことから、青色回転灯装備車を使用している町会に対し、防犯パトロールに要する経費の一部を助成し、町会の負担を軽減することで、犯罪のない安全で安心なまちづくりを目指していくものである。	<ul style="list-style-type: none"> ・交付金額の算定および交付金申請の審査、交付 ・実績報告の確認 【交付金の内容】 <ul style="list-style-type: none"> ・1台につき 5,000円 	交付金を交付することが、町会が防犯パトロールに要する経費の軽減に繋がっており、町会による自主防犯活動も円滑に行われているものと考えられる。	450	見直し
5	北海道地域活動振興協会負担金	なし	0.1	0.0	0.0	当該協会は、市町村や地域活動団体と連携・協働し、特色ある地域活動や社会のニーズを的確に把握した地域活動などの支援を目的としており、本市は賛助会員になっている。	例年、市内約20の地域活動団体が、当該協会から助成を受けているが、団体が助成を受けるにあたっては、市町村が賛助会員となっていることも選考基準となり得るものである。また、地域活動の実践や推進に顕著な実績をあげたものとして、本市の町会長等が表彰されている。	負担金の支出（10千円） 表彰者の推薦等	当該協会から市内の地域活動団体が支援や表彰を受けることにより、本市の地域活動の振興が図られていると考える。	10	現行どおり
6	その他地域住民活動推進費	あり	0.2	0.0	0.0	町会等、住民組織代表者として貢献した者に対し、感謝状、記念品を贈呈する。	町会が行っている取組は、行政が本来実施すべきものの補完的内容が多々あり、非常に公共性の高いものとなっており、また、近年の核家族化の進展などにより、地域の連帯感やふれあいが薄れつつある中で、地域コミュニティの維持醸成に貢献する役割を果たしていることから、その代表者として、長年市に協力いただいた方々の表彰は必要と考える。	<ul style="list-style-type: none"> ・受賞対象者選考業務 ・贈呈感謝状、記念品準備 ・式典当日会場準備等業務 	町会活動を長年務めてきた方々の励みになっていると考える。	199	見直し
7	消費者意識向上啓発費	なし	0.3	0.0	0.0	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者まつりを開催し、市民一人ひとりが、日々の消費を見つめ直して、豊かで快適かつ安全な生活を創造する機会を提供する。 ・各協議会への参加により消費者行政の諸問題についての協議および意見・情報の交換を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活環境の保全や衣食住の安全・安心に対する関心が高まるなか、市民が消費生活において豊かさや快適および安全・安心を確保するための必要な情報を提供することが求められている。 ・消費者行政の諸問題は多種多様化しており、他都市との比較および情報交換は必要不可欠である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者まつり開催(10月予定)経費 537千円 消費者協会との共催。市は広告経費と会場使用料を負担。 ※特定財源(広告経費) 500千円 道補助金(消費者行政活性化事業費補助金) ・各種協議会への参加旅費 104千円 北海道都市消費生活行政連絡協議会(7月) 全国中核市消費者行政協議会(10月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者まつりの開催により、消費者相談窓口である消費生活センターのPRは勿論、市民の消費生活に対する意識向上が図られ、消費者被害の低減に繋がっているものと考えられる。 ・各協議会への参加により消費者行政の諸問題について協議し、意見・情報の交換を行うことで消費者行政の効率的な推進を図ることが出来る。 	641	見直し

内部仕分け調書

市民部

整理番号	予算事項名	根拠法令	配置職員数(人)			目的	必要性	内容	事業の成果	H24予算額(千円)	評価
			職員	嘱託	臨時						
8	消費生活センター関係経費	あり	0.1	0.0	0.0	昭和49年度に消費生活センターを設置(昭和53年度から管理委託, 平成18年度から指定管理)し, 消費者被害に遭った市民の救済のための相談対応やあっせん業務を行うとともに, 被害の未然防止のために各種情報発信や出前講座も実施し, 市民の消費生活の安定および向上を図っている。	消費者被害は, 販売方法の多様化や情報通信技術の急速な発展等により, 年々複雑かつ高度化が進んでおり, また, 絶えず新たな手法による被害も発生し続けており, 今後においても, 市民の身近で利用しやすい相談窓口および情報発信事業等の拠点として当センターを運営していく必要がある。 なお, 消費者基本法で, 市町村は, 消費者トラブルに係る苦情の処理のあっせん等に努めなければならないと規定され, また, 消費者安全法で, 消費者トラブルに関する専門的な知識および経験を有する者を従事させる消費生活センター設置に係る市町村の努力義務が規定されている。	消費生活センター賃借料 ㈱中合棒二森屋店本館6階の一部を間借り @4, 500円×33. 47坪×12ヶ月=1, 807, 380円	身近なところで消費者が相談できる窓口の充実, 消費生活の安全・安心の確保のための第一歩である。民間商業施設内に消費生活センターを設置していることで, 土日祝日も迅速な相談業務等の実施が可能となっており, 一定期間内に無条件で契約を解除することができるクーリングオフ制度の助言など, 消費者被害の未然防止・早期救済に寄与しているものと考ええる。また, 出前講座等の啓発事業により, 市民の消費生活に対する意識向上が図られ, 消費者被害の低減にも繋がっているものと考えている。	1,808	現行どおり
9	男女共同参画政策推進費	あり	1.7	0.0	0.0	平成17年に函館市男女共同参画条例を制定し, 男女が, 性別にかかわらず個人として尊重され, 社会の対等な構成員として, 自らの意志によって家庭・職場・学校・地域その他のあらゆる分野において, その個性と能力を十分に発揮する機会が確保されるようにしなければならないと規定しており, 男女共同参画社会の実現に向けて, 函館市における市民, 事業者の男女平等の意識づくり, 啓発を目的としている。	男女共同参画社会基本法が制定されて13年が経過したが, 昨年実施した市民・事業者意識調査の結果を見ると, まだまだ市民には浸透していないと思われることや, 市が目指している「平成29年度末までに審議会等委員への女性の登用率を30%にする」目標に対し, 現在は, 20%前後にとどまっていることから, 今後もまた, 定期的に市民・事業者の意識調査を行い, 市民や事業者の意識の確認や実態を把握するとともに, 審議会の意見をはじめ, 広く外部からの意見も取り入れ, 今後も継続した啓発を進め, 男女共同参画社会の推進に努める必要がある。	・函館市男女共同参画審議会の開催 186千円 ・男女共同参画苦情処理制度 120千円 ・啓発誌の発行(小・中学生向け) 177千円 ・はこだて男女共同参画フォーラムの開催 600千円 ・男女共同参画国内研修の実施 など 500千円 ・第2次基本計画「はこだて輝きプラン」施策の推進状況調査 ・パネル展の実施	5年毎に実施している「男女共同参画に関する市民・事業者意識調査」の結果を見ると, 「男は仕事, 女は家庭」という固定的役割分担意識に対する肯定的意見が減少するなど, 若い年齢層を中心に, 男女共同参画に関する市民の意識が徐々に醸成されてきているものと考ええる。 また, 「男女の地位の平等感」の項目について, 学校教育の分野では「平等になっている」が6割を超え, 男女平等が比較的進んでおり, 小中学生へ向けた啓発事業(啓発誌の発行)も, 一定の効果が得られたものと考えられる。一方, 職場環境など男性優遇が高い分野も依然として多く見られることから, 様々な情報提供等の継続した取り組みが必要であると考ええる。	1,583	見直し
10	交通事故抑止対策費	あり	0.1	0.7	0.0	市内小学校新入学児童および自転車利用者の交通事故防止対策を推進するため。	小学校新入学児童は交通社会への対応・認識が不十分なため, 特に登下校時における交通事故の危険性が高く, 交通安全対策が必要不可欠である。 また, 自転車乗車中の交通事故が後を絶たないことから, 交通ルールの遵守と運転マナーの向上を強く呼びかける必要がある。	・新入学児童対象の交通安全教室の実施およびランドセルカバーの配布。 290千円 ・自転車利用者への交通安全街頭啓発および放置自転車防止対策のための啓発物品の配布。 126千円	児童の交通安全の確保, 交通事故から身を守る意識の醸成, 一定の運転マナーの向上が図られて交通事故防止に寄与しているものと考ええる。	416	見直し
11	違法駐車等防止対策費	あり	0.1	0.1	0.0	市民の日常生活に重大な支障を及ぼす恐れのある違法駐車等を防止し, 市・市民・事業者が協力しあい, 良好な交通環境を確保し, 快適で安全な生活環境を保持することを目的としている。	函館市違法駐車等防止条例に基づき, 違法駐車等防止重点地域における違法駐車等に対する巡回啓発業務は, 違法駐車等を防止し, 良好な交通環境を確保することにより, 市民の安全で快適な生活環境の保持および向上を図ることができる。	委託先: 函館市交通安全指導員会 ・広報・啓発活動 ・違法駐車等の防止活動 ・巡回啓発地域: 本町, 千代台町, 五稜郭町, 梁川町の一部	違法駐車に対する巡回啓発業務は, 平成9年度から実施してきたが, 平成18年度より徐々に啓発件数が減少したことにより, 平成22年度からは昼間50回に啓発回数を減らし, 今年度は4月～9月までの期間で24回に減らすことができたものである。これは, 巡回啓発活動が市民に浸透し, 違法駐車等の減少に繋がったためであると思われる。	320	見直し
12	その他交通安全活動費	あり	0.1	0.0	0.0	交通安全対策を推進することを目的とした活動全般にわたる諸経費である。	交通安全業務を執行するために必要である。	・各種会議に出席するための旅費 159千円 ・パソコン・複写機等使用料 153千円 ・消耗品等 160千円	交通安全関係会議および研修会等への参加による他地域との情報交換や知識の習得から, 当市の交通安全対策活動をより効果的に推し進めることができるものと考えられる。	472	見直し
13	高齢者交通安全対策費	あり	0.2	0.8	0.0	高齢者の交通安全に対する意識向上を図り, 交通事故防止を促すため。	急速な高齢化社会が進む中, 近年, 高齢者が交通事故で亡くなるケースが増加し, 死者数全体の約半数を65歳以上の高齢者が占めていることから, 高齢者の交通事故抑止対策が強く求められている。	高齢者を対象とした町会や老人クラブで開催する交通安全教室のほか, 多くの高齢者が集まる機会をとらえて, 携帯用・靴用の反射材を配布しながら交通安全を呼びかけている。 啓発用パンフレット等 339千円 平成22年度からは, 高齢者教室拡大の一助として, 地域の老人クラブ等を一堂に集めて交通安全高齢者大会を開催している。 199千円	近年, 65歳以上の高齢者の数が急増する中, 交通事故対策の一環として高齢者向けの交通安全教室および交通安全啓発を実施しているが, これまで高齢者の交通事故による死傷者はほぼ横ばいに推移しており, 今後も継続的に実施する必要がある。	538	見直し

内部仕分け調書

市民部

整理番号	予算事項名	根拠法令	配置職員数(人)			目的	必要性	内容	事業の成果	H24予算額(千円)	評価
			職員	嘱託	臨時						
14	スクールゾーン・幼児ゾーン対策費	あり	0.1	0.5	0.0	幼児・児童生徒を交通事故から守るため、スクールゾーンおよび幼児ゾーンを設定して、危険度の高い地域を明確にすることを目的とする。	多発する子どもの交通事故抑止対策の一つとして、危険性の高い地域をスクールゾーンおよび幼児ゾーンで明確にし、運転者に対し注意喚起を促し、幼児・児童の安全を確保することが必要である。	スクールゾーンおよび幼児ゾーン設定整備要綱による設置基準に基づき、通学(園)時の交通事故防止のため、小学校等の周辺にスクールゾーンを、また児童公園等の周辺には幼児ゾーンを設定して、それぞれ標識の設置を行っている。 <H24.4.1現在> ・スクールゾーン 96箇所 標識 316本設置 ・幼児ゾーン 94箇所 標識 140本設置	スクールゾーンおよび幼児ゾーンの設定は、小学校や児童館、児童幼児公園等の周辺の環境づくりとともに、道路網と関連づけた交通規制を行うことにより、次代を担う子どもたちの交通安全の確保が図られている。	110	見直し
15	住民記録等事務所要経費	あり	20.5	14.0	0.0	住民基本台帳法により、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎とするとともに住民に関する記録の適正な管理を図るため、住民基本台帳の制度が定められている。国民の居住関係を公証する唯一の制度として、また、あらゆる行政執行の基礎となるものとして、法に基づき適切な制度運用が求められる。	市民の居住関係を公証する唯一の公簿であり、また、あらゆる行政事務執行上の根拠となるものであり、広く社会生活を支えているため、記録は正確かつ適切に管理されなければならない。	住民異動届受付・処理業務、印鑑登録(新規・変更・廃止)業務、証明書発行業務等 ・プリンタトナー等消耗品費 1,383千円 ・申請書等印刷製本費 6,692千円 ・郵送料 206千円 ・契印連動機賃借料 4,206千円 ・自動窓口受付システム賃借料 771千円	郵送業務と窓口業務とを統合するなど、業務執行体制を見直すとともに、番号発券機の導入などにより窓口申請が無い場合は、照会等の事務を行う体制とした。委託化が許容される範囲の事務は徹底して委託化し、さらに行政処分を行わない事務については嘱託化した。	13,258	現行どおり
16	街区及び住居表示板等整備事業費	あり	0.1	0.0	0.0	住居表示整備事業後の街区表示板・町名表示板・住居番号表示板の維持管理等のため。	「住居表示に関する法律第8条」および「函館市住居表示に関する条例第4条」において、住居表示実施区域における建物その他の工作物の所有者等は、住居番号を通行人から見やすい場所に表示しておかなければならないと定められている。	昭和40年に西部地区から開始した住居表示事業から数十年を経過し、当時の街区表示板や町名表示板等の劣化や欠落が生じているため、平成5年に整備事業計画を策定し、順次整備を行っている。委託業務により対象区域の全戸に住居表示板が配付されるほか、届出がなされていない建築物の新築、改築および滅失の状況について調査を行い、住居表示台帳の正確性を維持している。	街区表示板や住居表示板などは、昭和40年の住居表示実施以降、公に定められた住所を容易に識別できるものとして、これまで市民に定着・浸透してきた。本事業の執行により、住居表示の本来の目的達成に資するものである。	607	現行どおり
17	函館地方法務局管内戸籍事務連合協議会負担金	なし	0.0	0.0	0.0	戸籍簿は、国民の身分関係を登録・公証する唯一の制度であり、その内容の正確性を保つ事が絶対的に必要とされる。したがって自治体毎に適正な処理を行うことはもちろん、どの自治体においても統一的な事務処理が実現されることが極めて重要である。このため、法務局の管内を単位として自治体の協議会を設置し、戸籍およびこれに関連する事務に関して事例研究、意見交換、関係法令の研究について取り組み、処理を統一している。	本協議会を通じて、国の機関等に対し、事務・制度の改善を要望し、実現しており、実務を担当する自治体の意見を反映する仕組みにより事務の効率化や国民の負担軽減を実現してきている。	法務局と共同で管内の市町村職員を対象とした研修会を実施するほか、法務局、渡島総合振興局、家庭裁判所に出席を求めて事例研究会を開催し、そこで協議した問題や要望事項を北海道管内の協議会、さらには全国の協議会に提出し、さまざまな事務改善を果たしている。	本協議会が法務局と共同で実施する管内市町村職員を対象とした研修会により、統一的な事務処理が図られ、さらに、上部組織の道連や全連を通じて、国へ各種要望を提出しており、これまで戸籍謄抄本の請求に対する本人確認や住民基本台帳の閲覧制限など、多くの法改正を実現してきている。	25	現行どおり
18	基礎年金事務所要経費	あり	4.0	1.0	1.0	国民年金は、すべての国民を対象として、健全な国民生活の維持・向上に寄与することを目的としており、市として市民のための国民年金事務を行っている。	国民年金の保険者は国であるが、国民年金事業の一部については、法定受託事務として国民年金市町村事務処理基準に基づき、市が行うこととなっている。また、より細やかな住民サービスといった観点から、国との協力・連携のもと、法定受託事務以外の電話相談等の事務も行っている。	・法定受託事務・・・各種届出書、請求書等の事務処理、保険料の免除申請処理など ・協力・連携に関する事務・・・上記以外の来訪・電話相談や所得情報の提供など ・臨時職員賃金・共済費 1,978千円 ・申請書等印刷製本費 153千円 ・パソコン等通信運搬費、郵便料 696千円 ・パソコン等使用料 953千円 ・その他消耗品等 809千円	法定受託事務および協力連携に関する事務についての必要な費用は、国から交付金が交付されている。 【国民年金事務費交付金…59,744千円】	4,589	現行どおり
19	給付事務電算委託費	あり	0.1	0.0	0.0	各保険者に共通する事務処理の迅速化と効率化を図るための「保険者事務共同電算処理事業」を、北海道国民健康保険団体連合会(保険者の連合体)と委託契約することで、給付事務に係る経費節減に努めるとともに、適正な執行を目的とする。	本委託費は、レセプトの審査支払業務を担う国保連合会の共同電算システムの運営・管理に要する経費であり、全道統一的な審査体制で公正な審査を行い、かつ、各医療機関に対する支払の迅速化と円滑化を図るため、国保連合会に診療内容の審査を委託していることから、当該委託費の支出は必須である。	・審査支払に係る被保険者資格等のマスタ管理 ・審査支払、保険者事務共同処理の共通基盤システムである「国保総合システム」による各種レセプトの電子データの管理・保存 ・給付記録の管理に係る業務 ・レセプトの再審査および過誤調整等の業務処理が専用端末から行うことができる。 ○委託費内訳【@23.3×1,372,656件=31,982,885】	国民健康保険団体連合会に業務を委託することにより、詳細かつ高度な処理が実施されており、また、共同電算処理業務を道内全保険者が委託することで、単独で電算システムを備えるよりも、大幅な経費の節減効果があるものと考えている。	31,983	現行どおり

内部仕分け調書

市民部

整理番号	予算事項名	根拠法令	配置職員数(人)			目的	必要性	内容	事業の成果	H24予算額(千円)	評価
			職員	嘱託	臨時						
20	収納事務所要経費	あり	3.0	0.0	0.0	保険料収納事務の執行を目的とする。	保険料収納事務の執行は、法令等に基づく業務であり、予算計上を要する。	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料滞納者に対する督促状の発送および確定申告等で使用する保険料納付額通知書等の発送のほか、金融機関に支払う口座振替手数料等の経費を計上している。 ○督促状作成料 … 990千円 ○督促状郵送料 … 6,223千円 ○納付額通知書作成料 … 423千円 ○納付額通知書郵送料 … 2,660千円 ○口座振替・自動払込手数料 … 1,585千円 ○その他事務経費 … 1,023千円 	法令に基づき滞納者へ督促状を発送し、納付督促に努めたほか、確定申告に必要となる保険料納付額の確認通知書を発行、送付した。	12,904	現行どおり
21	保険料賦課事務適正化経費	あり	0.1	0.0	1.5	被保険者資格適正化事務の執行に要する諸経費	被保険者資格適正化事務の執行のために必要	<ul style="list-style-type: none"> 臨時職員人件費 1,977千円 消耗品 42千円 調査用はがき・封筒印刷 36千円 調査用はがき等郵送料 523千円 複写機使用料 39千円 <H24新規事業 国保資格喪失届出の督促> 臨時職員人件費 972千円 	被保険者資格適正化事務にかかる調査用はがきを発行、送付し、調査により無保険者であることが判明した者に対して保険加入の勧奨が図られた。 【道調整交付金…3,200千円】	3,589	現行どおり
22	診療報酬明細書点検経費	あり	0.1	6.0	1.0	診療報酬支払の適正化	<p>保険医療機関から提出された診療報酬明細書(レセプト)の審査は、国保連合会が個別のレセプトごとに診療内容、請求内容の審査を行っているが、医科と調剤との突合や複数月の縦覧点検など保険者でなければならない事項について点検調査し、その請求内容を審査することは、支払者である保険者として当然の義務であり、必要な事業である。</p> <p>専門的な技術を持つ嘱託職員等による、レセプトの点検業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ○内訳【臨時職員費1名 1,978千円】 【レセプト点検講習会等旅費 74千円】 【レセプト点検関係図書等 330千円】 【その他消耗品 63千円】 	レセプトの点検によって診療報酬支払の適正化が図られ、財政効果が得られている。 ○財政効果額 H20年度 126,392千円 H21年度 267,438千円 H22年度 137,254千円 H23年度 96,740千円(見込み) 【道調整交付金…5,000千円】	2,445	現行どおり	
23	被保険者指導啓発経費	あり	0.1	0.0	0.0	国民健康保険制度の趣旨、目的の普及	<p>国民健康保険事業の円滑な運営のためには、被保険者はもとより地域の理解と協力を得ることが重要であることから、幅広く周知することが必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度趣旨普及パンフレットの作成 919千円 ・カラー電車広告の実施 882千円 	新規加入者へのパンフレットの配布や、特定健診をデザインした電車による広報活動により、国保制度の周知等が図られている。 【道調整交付金…1,250千円】	1,801	見直し	
24	健康づくり等意識啓発経費	あり	0.1	0.0	0.0	被保険者の健康づくりに対する意識の啓発を図り、健康の保持および増進に寄与する。	<p>被保険者の健康の保持増進は、医療費の適正化につながり、国民健康保険事業の健全な運営が図られることから、実施する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康づくりに関するパンフレットの作成 	パンフレット配布により健康づくりに対する意識啓発が図られ、年々増加している医療費の抑制につながる。	84	廃止検討	
25	給付事務所要経費		1.5	0.4	1.0	後期高齢者医療制度給付業務に要する事務経費である。	<p>給付に関する適正な業務執行のため必要である。</p> <p>後期高齢者医療制度の給付関係の申請受付、入力に関する業務(葬祭費・療養費・高額療養費・高額介護合算療養費) 振込不能の処理および葬祭費未申請者への申請勧奨業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臨時職員人件費 … 1,964千円 ・振込不能、申請勧奨用封筒印刷 … 33千円 ・申請書郵送・返信時郵便料 … 542千円 ・その他 … 306千円 	後期高齢者(75才以上、障がい65才以上)の医療保険制度に係る給付業務が、円滑かつ適正に運営されるものとする。	2,845	現行どおり	
26	徴収事務所要経費		2.5	0.3	3.0	後期高齢者医療制度の資格管理および賦課業務に要する事務経費である。	<p>資格管理および保険料賦課に関する適正な業務執行のため必要である。</p> <p>資格管理—新規加入者の保険証の発行および障がい認定の申請勧奨、減額認定証の発行および基準収入申請の勧奨業務、保険証等の差替業務 賦課業務—保険料の期制後、保険料決定通知書の作成および送付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臨時職員人件費 … 8,536千円 ・封筒・保険料決定通知、督促状印刷 … 3,972千円 ・郵送・返信時郵便料 … 10,666千円 ・保険証等封入封かん委託料 … 252千円 ・その他 … 907千円 	後期高齢者(75才以上、障がい65才以上)の医療保険制度に係る資格管理および賦課業務が、円滑かつ適正に運営されるものとする。	24,333	現行どおり	

内部仕分け調書

市民部

整理 番号	予算事項名	根拠 法令	配置職員数(人)			目的	必要性	内容	事業の成果	H24予算 額(千円)	評価
			職員	嘱託	臨時						
27	収納事務所要 経費		2.5	0.3	1.0	後期高齢者医療制度の保険料収納業務に要する事務経費である。	保険料収納に関する適正な業務執行のため必要である。	督促状発送および公示送達のほか保険料還付充当処理、口座振替の推進 ・臨時職員人件費 … 1,964千円 ・口座振替、納付確認通知、催告状等印刷 … 656千円 ・郵送・返信時郵便料 … 2,293千円 ・口座振替手数料、預金取引調査手数料 … 779千円 ・その他 … 35千円	後期高齢者(75才以上、障がい65才以上)の医療保険制度に係る保険料収納業務が、円滑かつ適正に運営されるものとする。	5,727	現行どおり
28	健康診査事業 所要経費	あり	0.5	0.0	0.0	後期高齢者医療制度加入者を対象に、生活習慣病の早期発見・予防により、医療費の抑制を図る。	医療費の適正化につながり、後期高齢者医療事業の健全な運営が図られることから、実施する必要がある。 ※北海道後期高齢者医療広域連合からの受託事業	国保特定健診に準じ、函館市医師会に委託し実施 ・健診委託料・・・25,671千円(受診予定者数3,980人) ・印刷経費(受診券)・・・273千円 ・郵送料(受診券)・・・1,520千円 ・けんしんカレンダー作成・配布経費・・・564千円 ・周知用パンフ購入経費・・・252千円 ・その他事務所要経費・・・253千円	被保険者に健康管理に対する意識をもってもらい、病気の早期発見や重篤化の予防につながり、年々増加している医療費の抑制に効果的であると考えている。 【広域連合受託事業収入・・・23,181千円】	28,533	現行どおり